

中世禅宗寺院

越前善応寺について(四)

池田正男

第六章 善応寺と文芸活動

善応寺に関わる僧たちの文芸活動を取り上げてみたい。善応寺開山の別源円旨は同時代の雪村友梅、江戸期の良寛と共に北越の三詩僧と呼ばれ、多くの優れた作品を残している。

作品集としては在元中の「南遊集^{*34}」と帰国後の「東帰集^{*34}」がある。また当時代の漢詩の百人一首(横川景三撰)にも取り上げられている。^{*35}別源の代表作として善応寺での「可休亭に題す」を取り上げる。この詩は『五山詩僧伝』の「別源円旨」の項と『五山文学全集』の「別源円旨の解題」(双方とも上村観光編著)に取り上げられている。さらに『日本漢詩』、『日本漢文学史』、『日本漢詩鑑賞事典』(猪口篤志編)にも取り上げられている。しかし『越前人物志』(福田源三郎編)、『若越愛吟愛誦集』(石橋重吉選)、『越前若狭文学選』(則武三雄編)のいずれもがこの詩を落とされたことを残念に思う。

『朴堂和尚入祖堂法語^{*36}』によると

野偈八句、題可休亭

時赴南禅東陵和尚相招云

孤松三尺竹三竿、招我時々来寄欄、

細雨随風斜入座、軽煙籠日薄遮山、

沙田千畝馬牛瘦、野水一溪鷗鷺閑、

自笑可休々未得、浮雲出岫幾時還。

文和二年癸巳季春

住山別源老衲乱道

越城之善応者、別源老衲開趾之場也、
拙弟淹留五日、室之南隅有亭曰可休、
壁釘八句佳章、詞味酸淡出於自然、
古云語不驚人死不休、是則為我兄設
之者乎、夫頭行尾徒、何不隨後而行
耶、伏乞昭之云。

路入江辺見刹竿、長松脩竹繞門蘭、
床連片石客投宿、居卜高栖人問山、
往事蒼茫流水急、禅心談諦白雲閑、
再歌調軋新豊曲、哩々囉々唱八還。

貞治戊申仲春二十五日

前東山月蓬円見拜和

別源円旨の法弟である月蓬円見が別源の示寂の後、貞治七年春に善応寺を訪れた。この時、善応寺の可休亭に「可休亭に題す」の偈額が掲げられていたとし、これに唱和したものである。双方の詩とも可休亭から見た風景が詠み込まれている訳であり、善応寺の所在地の考察に意義深いものと考えている。

この詩作が行なわれた状況を記しておく。別源の師である東明慧日が亡くなった後、元国より同派の東陵永興を招聘した。東陵は南禅寺に入寺するにあたり、善応寺に住してい

た別源に書を遣わして、南禅寺の首座として迎えようとした。この時、別源は善応寺に落ち着こうとしていた矢先のことであり、この招きについての心情を可休亭でうたい込んだものである。因みに義堂周信はこの詩に寄せた二首唱和している。『空華集』^{*37}によれば

和別源師韻寄題越州可休亭

暫向谿边把釣竿、興来吟倚野亭闌、

可休畢竟休何日、不出終須出此山、

天上好風催駕急、水中名月对人閑、

後三十載成追憶、烟際斜陽一鳥還。

可休亭畔帰休日、吟未曾休興未闌、

詩髮鏘殘異地雪、瘦容寫出越郷山、

隰州夢斷長庚曉、古洞春深暮景閑、

喜見諸郎相次起、光生畫錦幾回還。

ここで禅林文学の流れに触れておく。まず

古典主義的な流れであり、虎関師鍊、雪村友梅が属する。次いで古林清茂に参学した僧たちによる流れであり、来日した中国僧の竺仙梵僊を中心として別源を始め、石室善玖、不聞契聞、物外可什、天岸恵広が属する。もう一つは大慧派の流れであり、中巖円月が属す

る。後に、これらの流れを綜合化してゆき、

義堂周信、絶海中津により禅林文学の絶頂期を迎える。別源は古林派に属するが、留学僧

たちの仲間として、中巖円月、雪村友梅、明極楚俊、物外可什、天岸恵広を持ち、大慧派をも学び取りながら人脈を広げてゆき、

先に挙げた禅僧たちと関わりを持つのである。そして、別源は中巖とともに義堂や絶海に先駆けて、禅林文学の綜合化の下地を作り上げていった。

その他、善応寺と関わりがある僧の文芸活動について少し触れておく。

玉岡如金は師である別源の人脈を受け継ぎ、さらに広く詩作活動を行なっていたらしく、義堂周信の『空華集』、『空華日用工夫略集』などから伺うことができる。また詩文集として

は天境靈致と洞春庵で詩の唱和を行なった作品集を取めた『洞裏春風集』があったが、

残念ながら現在には伝わっていない。月舟寿桂は前述したように宏智派ではない

が、善応寺及び越前宏智派との関わりが深いので取り上げておく。月舟の作品集としては『月舟和尚語録』、『幻雲文集』、『幻雲稿』、『幻雲詩

稿』などがある。

驢雪鷹瀾も多くの詩作を行なったようであり、『驢雪詩集』^{*39}を残している。

少し観点が変わるが、『幻雲文集』によると扇面鳳凰。為龍伯侍者題。

鳳之興龍、(中略)瑞聖山中有一人、号曰龍伯、龍伯乃人之瑞也、其遊畫鳳贈之、

盖以気類之同也、吁他日養文章翼、飛騰瑞聖之上、則喚作人龍乎、喚作僧鳳乎、

祝々。

とある。当時の禅寺は中国帰りの僧が集う場であり、いわば洋行帰りのインテリ文化人の

集団であった。当時の最新の高い文化を持ち帰り、詩文はもとより芸術、学術全般に至る幅広い文化伝道者達のサロンを形成していた。瑞聖は善応寺の山号であり、善応寺もまた文化人たちのサロンの存在であったことが

伺える。(龍伯について『鹿苑日録』の天正十七年から慶長十七年にかけて、連句に通じた

龍伯集總―瑞春院が登場しているが、同一人物であるかどうか検討を要する。)

余談ではあるが、『蔭涼軒日録』の文明十九年四月十四日の条に

守林院持團扇一柄来、□之越前摩訶羅云々。

とある。摩訶羅は真柄の当て字であり、当地が竹工芸品の産地であったものと考えられる。真柄は善応寺と同じ今南西郡内にあることから、前述の禅僧たちの文芸活動のニーズにも応じたものとも考えられる。

* 34 『五山文学全集』第一巻 P731-

* 35 『続群書類従』第十二輯上 P109

* 36 東大資料編纂所蔵本の複写

建仁寺西足院蔵本の写し

その他『大日本史料』第六編之二十六

P319

同第六編之三十二 P362

「東山諸派古徳像贊仏事」に所載

* 37 『五山文学全集』第二巻 P296

* 38 『続群書類従』第十三輯上 P114-

* 39 『五山文学新集』別巻一 P168-

* 40 『鹿苑日録』総索引 P182

七章 善応寺と祇園社領杉前三ヶ村

宏智派の長松乗彭は祇園社(京都八坂神社)の社領であった杉前三ヶ村(武生市杉崎町あ

たりを比定)内に軒を興した清暉軒乗彭と、同一人物でないかという点から論を起す。

長松乗彭について『扶桑五山記』によると二百八十一世、長松 彭^{乗彭}三住、同六年^{天文}

山門繼天、道 舊東輝、江湖 齋原、

とあり、^{15,37}天文六年に建仁寺の第二百八十一世となり、三住している。『鹿苑日録』^{*41}には

天文六年六月十九日

乗彭西堂建仁公文書立御點申也。前往真

如。号ハ長松。越前居住人也。

二十日

乗彭西堂建仁公文出来。

二十一日

乗彭西堂建仁公文遺蔭涼也。

二十三日

長松彭和尚公文札巻繕来。

天文八年九月六日

自建仁十如和尚豊首座為使来。洞春院號

長松。諱ハ乗彭。建仁入寺勤之。諸山疏

自何寺出哉。目子持来。此彭西堂者天文

六六月廿日仁為居公文取之。

十一日

長松和尚諱彭。建仁入寺之公帖書立遺蔭涼也。

十九日

長松禾上公文自諷信方持セ来矣。即遺蔭涼也。

廿日

又長松入院公文御判出。則明日廿一日。以待衣可遣之旨申定也。

廿三日

建仁長松和尚持入寺佛事来。一見而還矣。公文禮貳繕納之。

廿六日

繼天西堂持山門疏来。一見而還之。

廿九日

繼天西堂来。不遇

晦日

婦以待衣告繼天諸疏可除前席真如之字。達上聞之間。私車馬無覺悟也。申放也。

又遣狀爾云。繼天来而云。愚意諾之云々。

又建仁第一座昌春首座甲剌越前善応寺公帖懇望也。即書立遺蔭涼軒也。日付八月

廿六日。

十月九日

赴建仁入院。(中略) 聞大開靜。赴法堂。

帖・山門疏・諸山疏・道舊・江湖。(下略)

十日

昌春首座公文禮。公文錢五貫文納之。

天文九年六月九日

長松和尚南禪公帖自日野殿直ニ被申請云々。非功德也。只以御憐愍無官錢云々。

正乾兩帖備于上意一覽云々。明日可被仰出云々。長松和尚御判未被出云々。未書公文云々。札錢五貫百来。

とあり、長松の本拠地は越前であつたことが判る。そして南禪寺の公帖を望んだが果たせなかつたようだ。

ところで長松は東林如春に法を嗣ぎ、驢雪鷹瀾は法兄にあたる。そして五章の「東林如春」で記したように東林は晩年には善応寺に帰り、如意軒を開き、そこで延徳三年に示寂した。驢雪も始め善応寺の住持となり、後に建仁寺に八住し、後年には越前に帰つた。

以上のことから推察すれば、恐らく東林は示寂するまで善応寺で法嗣である驢雪と長松などを育成、指導したと考えられる。そして

東林と驢雪はいずれも善応寺の住持となつてゐる。よつて、長松の善応寺の入寺の資料は見当たらないものの、住持になつた可能性が高いと考えられる。

次いで清暉軒乗影をみてみる。清暉軒乗影についての資料は『八坂神社文書』に散見され、主要な文面のみ稿末に「八坂神社文書にみる清暉軒関係文書一覽」として載せた。清暉軒乗影書状が三通、清暉軒乗影宛の書状案が一通、清暉軒の文言がみられるもの三通、関連する文書三通を取り上げた。表は年代順に配列したが、紀年が不明なものは筆者の想定したストーリーに沿つて配置してみた。ここで判明したことを列記する。

a、これらの書状が祇園社にあるからには祇園社領たる杉前三ヶ村内に清暉軒乗影領があつたと考えられること。恐らく清暉軒が当地を買地したものであろう。

b、清暉軒が祇園社領杉前三ヶ村の領家職を代官請けしてゐたとみられること。

c、清暉軒が祇園社との間で年貢累積未払い問題を起こしたこと。

d、祇園社はこの問題を朝倉氏被官の魚住氏

に働きかけて処理しようとしていたこと。

次いで長松乗影と清暉軒乗影が同一人物であるとする根拠を挙げてみたい。

a、長松乗影と清暉軒乗影と法諱が同一であること。

b、長松乗影が建仁寺の公帖を得たのが天文六年と八年で、少なくとも同九年まで在京している。一方、八坂神社文書にみられる清暉軒乗影に関する記述は天文三年から弘治二年の期間であり、双方の活動時期が重なること。

c、共に越前の居住人で経済力を有していたこと。即ち清暉軒乗影は祇園社領杉前三ヶ村を代官請けする程の経済力を有していた。また長松乗影は越前の居住人で、五山の公帖を得る程の経済力を有していた。

d、長松と清暉軒の行動圏がオーバーラップすること。即ち前述したように長松は善応寺で東林に育成されたと考えられること。清暉軒が杉前三ヶ村内に買地したこと。後述するが善応寺は祇園社領杉前三ヶ村を代官請けしてゐたから、善応寺と杉前三ヶ村は距離的には比較的近いところにあつたとみられること。

以上を整理すると長松―善応寺―杉前三ヶ村

―清暉軒の關係図式が成り立つ。

e、長松と清暉軒の人脈圏がオーバーラップすること。即ち月舟に付き従い『月舟和尚語録』の記録者でもあった継天は、当然ながら善応寺にも滞在した筈である。この継天は朝倉氏の家臣である魚住景宗の養子である。魚住氏は一乗谷奉行を世襲する家柄であり、とりわけ代々、祇園社への取り次ぎ役を務めており、祇園社領杉前三ヶ村とは関わりが深い家系である。そして長松の再住時に建仁寺の山門疏を撰しており、また驢雪や長松と共に相い前後して建仁寺の住持ともなり、言わば越前宏智派の仲間内であった。以上を整理すると清暉軒乗彭―杉前三ヶ村―魚住氏―継天―長松の關係図式が成り立つ。

因みに八坂神社には清暉軒乗彭の花押入りの文書が保存されている。長松の筆跡が何処かに存在すれば、この問題を確定できる。

以上、確定的な論拠は見い出せなかったが、ほぼ長松と清暉軒が同一人物とみなせるものと考えている。

次いで善応寺と杉前三ヶ村との關係をみてみる。「善応寺鷹肅書状」^{*42}には

宝寿院御坊中

善応寺 鷹肅

事、委細此方之様躰、備後殿可被申入候。

送進杉前公用銭七貫文、御請取を被召候て可給候、去年請取未給候、同可給候、こ、の御領事、今時分、御奉書御下候ハ、可然之由申候、又御守牛玉等、去年ハ御下候、当年未不給候、此便宜ニ御守三〇、牛玉十枚候へく候、御状之事ハ是までも調可進候、返々此便宜ニ三月之日付まで御下可給候、委細重而可申入れ候、恐々謹言。

卯月二日

鷹肅(花押)

宝寿院御坊中

この書状は善応寺鷹肅から祇園社の執行職である宝寿院への杉前の七貫文の年貢送進状である。しかし紀年が不明であり、かつ鷹肅についての資料を欠くため年代を特定できない。文面からは善応寺が祇園社から杉前三ヶ村の領家職を代官請けしていたことがわかる。しかし当文書には清暉軒の文言は見られない。恐らくこの頃には清暉軒の一件はけりが付いていたのではないだろうか。「周瑠書状」^{*43}は芳札令拝披候、(中略)就中清暉軒公用之

以上を整理してみる。

始め祇園社は杉前三ヶ村に雑掌を置いて直接下地を支配していた。しかし天文年間には長松が杉前三ヶ村内に清暉軒を構え、祇園社領内に買地していたとみられる。そして祇園社領杉前三ヶ村の領家職を代官請けしていたが、後年になって祇園社との間で年貢累積未払い問題が生じた。これを穏便な処理で済ませようとの狙いがあったものか、祇園社から上寺たる善応寺に話が持ち込まれ、清暉軒に替わり、善応寺が領家職を代官請けすることに

以上は善応寺の寺領拡大の一つの事例であり、善応寺と杉前三ヶ村が長松（清暉軒）を介して関わり合うプロセスが伺える。

* 41 『鹿苑日録』第一巻 P299

第二巻 P50—53 / P89

* 42 『八坂神社文書』下 文書番号1620

八坂神社社務所 昭和十五年発行

* 43 『八坂神社文書』下 文書番号1619

* 44 『読群書類従』第十五輯 下 P665

ちなみに『朝倉叢書』の「朝倉始末記」では同詩を月鏝、『朝倉家録』の「朝倉軍談」では月鏝、『北陸七国志』では月鏝の作としている。

八章 善応寺の所在地と吉祥寺について

①善応寺の所在地の検討

善応寺の所在地について検討を加えてみたい。善応寺の所在地は不明である。しかし既に記したように、善応寺は今南西郡内にあったことは確実であり、また「越城の善応」の記述からみて府中近傍にあったものとみられる。よって善応寺の所在地は武生市の東部に絞り込める。さらに善応寺と祇園社領杉前三

ヶ村は関わり合いが多く見られることから、善応寺の所在地は杉前三ヶ村を含む近辺にまで絞り込めるものと考えられる。

一方、杉崎山（岩内山）の北東山麓の武生市杉崎町三十九字西大御堂は通称、大御堂と呼ばれ、織田信長により滅ぼされたとの伝承を持つ中世の寺院遺跡である。この遺跡は以下のような特徴が挙げられる。

a、杉崎山の南北に伸びる主峰の北端部東側の湾曲状の山裾を切り開いた堂地は、北高南低で1m位の段差で二段に造成され、北側の上段部が約五五〇平方米、南側の下段部が約三五〇平方米で、西方斜面は数段の法が取られている。

b、aの東方で約1・5m低い田地（小字大御堂約九〇〇平方米）は鋤起こし時に数ヶ所土中に障害物が存在することが知られ、礎石があつたとみられる。

c、aに隣接する東北位の山裾には墓地があつたとみられ、ここから持ち出された五輪の塔が目撃されている。

d、aの南方一帯の比較的なだらかな山腹は付帯施設があつたことが想起され、所々に人

の手が加えられた名残をとどめていた。

e、dより東方にせり出した小さな丘の上は整地され、田地より約3mの高さで約四〇〇平方米程の広さである。（この場所は日当たりもよく、眺望のきく好点であり、「朴堂和尚語録」に記された亭の位置、即ち可休亭から詠み込まれた情景にも合致する場所と考えられ、筆者はここが可休亭の旧地と推定している。）

f、aとeを結ぶdの山裾には二十米程の長さの連絡路を想定される開削段跡があつた。

筆者はこの遺跡は善応寺の遺跡ではなかったかと推定している。しかし残念ながら北陸高速道路建設によりこの遺跡は破壊され、発掘による証明の道は閉ざされた。ただし「この遺跡から持ち出されたと見られる墓石が少し離れた沼田に投入され、圃場整備事業の際に発見されたが埋め戻された」との話にかすかな望みをつなぐものである。

余談ではあるが、堂地西方の山上には地藏堂があり、平安末期の一本造り地藏立像が伝来している。当遺跡との関わりも考えられる。一方、善応寺が福井県の何処かに残っていないだろうか。この点について少し頁をささ

たい。『国史大辞典』^{*45}の別源円旨の項には

善応寺（福井県大飯郡大飯町）

吉祥寺（跡、同小浜市）

と記している。

しかし、『越前若狭の民俗事典』^{*46}によれば

善応寺 大飯町川上には、もと歓喜寺と

清源寺の二カ寺あって、ともに臨済宗相

国寺派に属していたが、たまたま歓喜寺

住職の転任を機に、両寺合併の話が持ち

上がり（中略）昭和三十五年八月ついに

両寺を合わせ、寺号を善応寺と改めた。

とあり、恐らく件の善応寺とは関係がないと

考えられる。ちなみに当寺の山号は妙智山で

ある。

また『神仏分離資料』^{*47}によれば

一 天台宗 丹生郡山中村 善応寺

（中略）

右十四ヶ寺 武生引接寺へ合併

とある。既に廃寺となり、山号も不明である。

② 吉祥寺について

中蔵円月の撰となる「洞春庵別源禪師定光

塔銘」で康永年間に創立したとする吉祥寺に

ついて検討を加えてみたい。

玉村竹二氏は『五山文学』^{*48}の中で、上野の吉祥寺であると記している。

確かに中蔵の撰となる塔銘の中でのみ現わ

れる記述であると思われる。もし別源が越前

で開創した寺であるならば、弘祥寺や善応寺

と共に越前における宏智派の拠点として位置

付けされるはずで、当然ながら史料に現れれ

てもよいように思うが見当たらない。よって

越前には存在しないとの見方もできる。

別源は弘祥寺創立後の康永年間に肥後の寿

勝寺の第四世として赴いている。この寺は宏

智派の東明慧日が宇土市に創立した。その後、

別源の法弟の東洲圓那が第三世の時、¹³³³暦応二

年に南朝方の菊地氏の地盤の合志郡久米庄

（菊地郡泗水町豊水）に寺基を移して、大友

氏が被官の合志氏を開基とし、北朝が推し進

めている安国寺（青原山寿勝安国禅寺）とし

て再興した。別源の兄の長綱は北朝方の大友

氏の被官となり、合志郡真木村に居住し合志

氏を名乗ると共に、南朝方の菊地氏の本拠地

への大友氏の切り込み役となっている。先に

も述べたように大友氏は宏智派の主要な外護

者でもあった。よって別源の寿勝寺赴任は大

友氏—宏智派—合志氏のリンクに別源が加わったとみてよいであろう。

以上が別源を肥後に赴かせた背景であろう。

この時期より遡る¹³³⁰元徳二年に別源が元国

より帰国している。また同年の夏に中蔵が吉

津亀（福岡県）の大友貞宗の邸で初めて対面

している。例年の中国からの便船は四—七月

に博多に着いているので、別源の帰国もその

ような例に沿ったものであろうから、別源

と中蔵が再会をし、別源が中蔵を大友氏に引

き会わせた可能性が高いと考えられる。これ

を機に中蔵と大友氏が急速に親しくなってい

くのである。

上野利根庄の吉祥寺は大友氏の外護により、

別源の親友である中蔵が開山となった寺であ

る。中蔵は土屋氏の出自であり、鎌倉で大友

氏との私邸が近くであった縁もあり、パイプ

を太くしていったのであろう。

しかし前述のように別源は既に大友氏との

パイプを持っていた訳であるから、別源が大

友氏の所領の上野利根庄の吉祥寺の開山に請

われたこともあったのではないだろうか。こ

うしたことから中蔵が別源に花を持たせた記

八坂神社文書にみる清暉軒関係文書一覽

出典	文書名	和暦	清暉軒乗影または清暉軒領に関する記述
八坂神社 文書番号 九二二	清暉軒乗影書状 (自清暉軒乗影 宝寿院宛)	瑞月初二	清暉軒乗影または清暉軒領に関する記述 当年為新年之祝儀、五明燈本、拜領候。 御慈意之玉、難盡亮亭候、殊今度者初 懸御目候、本望之至候、仍為子參杖 進覽候、表札儀計候、恐々不具。
八坂神社 文書番号 一六一五	清暉軒乗影書状 (自清暉軒乗影 宝寿院宛)	天文三年 中商十二	尊礼委細拜目候。此方之儀不相調候案 如此候、同公用申付運上候、如何様不 因罷上可申間、不能一二候。
八坂神社 文書番号 一六一六	宝寿院常景書状案 (自宝寿院常景 清暉軒侍者宛)	天文二十三年 十一月十日	公用之儀、曾以近年無御運上候。不可 然候、急度候御付京上候者肝要候、猶 山本大藏可申入候。
八坂神社 文書番号 一六一七	宝寿院常景書状案 (自宝寿院常景 朝倉景宗宛)	天文二十三年 十一月吉日	清暉軒御運上御公用事、近年曾以御無 社納候、切々難推促申候、此旨御屋形 様へ被入御耳、对被寺被仰出候様、御 入魂奉願存候。追而申入候、自清暉軒、 就衫前三ヶ村之儀、御屋形様へ次目之 御判之事、被成御申候処二、定自祇園 申分可有之候間、一方向に、被仰出間 敷之由御返事候由及承候間、自然之為 御心得令申候。 清暉軒御公用事、近年曾以御無運上 候、其趣帶刀左衛門殿へ具申入候間、 被成其御心得預願馳走候者所仰候。 此使者在庄之事、如前々被仰付候様、 被仰調候者肝要候、自願候者、如實例 御屋形様、同帶刀左衛門殿被申入候、 可然様御取成事用候、將又清暉軒之御 公用之事無御申断被仰調候者、公私可 為恐惶候、又申入候、自就衫前三ヶ村 之儀御屋形様へ次目之御判之事被成御 申之処二、定自祇園申分可有之候間、一 方向二、被仰出間敷之由御返事之由及 承候間、自然之為御心得令申候。
八坂神社 文書番号 一六一八	清暉軒乗影書状 (自清暉軒乗影 宝寿院宛)	十二月七日	公用之事給人各此数年一向未進候、六 拾貫文二余去々年送引還運上候、四拾 貫文二余如此進分相調候、引運申事無 曲候、是ハ新經之上分之公用にて無之 候、其方孝者各調底罷可有存候、清暉 領之合上成事候、公用者存所も各別 事候、可被(成)其御心得候。
八坂神社 文書番号 八一	宝寿院常景書状案 (自宝寿院常景 魚住景宗宛)	弘治二年	自清暉軒運上御公用之事、近年曾以無 京上候、自然抗節者、对彼等無別儀様 被例届候者、是等可存候。
八坂神社 文書番号 一六一九	周禮書状 (自周禮 宝寿院宛)	十二月二十二日	芳礼令拜被候、(中略)就中清暉軒公用 之事、委細此方之様林、儀後殿(魚住) 可被申入候。
八坂神社 文書番号 八二	宝寿院常景書状案 (自宝寿院常景 魚住景宗宛)	永祿九年 十一月十四日	衫前公用之事、如先規急度被仰付候様、 御馳走奉違存候、別而公私可為御祈禱 專一候。
八坂神社 文書番号 八三	宝寿院常景書状案 (自宝寿院常景 大須賀与介宛)	永祿九年 十一月十四日	衫前公用之事、急度一凌被仰出候様、 御馳走之儀魚住殿御入魂肝要候、諸事 得御意候。
八坂神社 文書番号 一六一〇	善心寺應齋書状 (自善心寺應齋 宝寿院宛)	卯月二日	送進杉崎公用錢七貫文、御請取を被召 候て可給候、去年請取未給候、か、の 御領事、今時分御奉書御下候ハ、可 然之由申候。

述をしたとも考えられる。ただし別源の塔銘では康永二年頃に善応寺と吉祥寺を開いたとあり、一方、上野吉祥寺の開創は暦応二年である。よって吉祥寺の開創に關して四年の開きがあるが、塔銘の記述は曖昧な点もあり、この説を覆す程の根拠とも思えない。

- * 46 『越前若狭の民俗事典』齋藤楓堂著 越前若狭の民俗事典刊行会 P217 「善応寺」の項
- * 47 『神仏分離資料』P310 「第五巻 福井県 越前福井藩の寺院廃合」
- * 48 『日本歴史新書五山文学』 玉村竹二著 至文堂 P88 「第四章 元朝系その1」
- * 49 『大日本史料』第六編之六 P361 『中世禅宗史の研究』 P113 P125

1、別源の出身に關し補足しておく。
真宗寺と折立(美山町)の称名寺は共に浄土真宗高田派であり、かつ佐々木盛綱を祖先とする伝承を有している。特に真宗寺は元は片上庄の橋立(鯖江市)にあり、別源の出自を片上としている点と佐々木盛綱を祖先とする点に於いて注目してみたい。

そして橋立真宗寺は河和田、片上、服間、北中山、岡本、中河に教線を延ばし、折立称名寺とは折立峠を挟んで高田派の門徒が分布している。^{*50} 当時の佐々木氏の勢力圏を反映しているのではあるまいか。

2、五章「善応寺に關わる禅僧 竺源知齋」で伊州を伊予と解したが、伊賀の誤りであった。訂正させて頂く。

* 45 『国史大辞典』12

- * 46 『越前若狭の民俗事典』齋藤楓堂著 越前若狭の民俗事典刊行会 P217 「善応寺」の項
 - * 47 『神仏分離資料』P310 「第五巻 福井県 越前福井藩の寺院廃合」
 - * 48 『日本歴史新書五山文学』 玉村竹二著 至文堂 P88 「第四章 元朝系その1」
 - * 49 『大日本史料』第六編之六 P361 『中世禅宗史の研究』 P113 P125
- 『姓氏家系大辞典』によれば合志氏は佐々木流の他に、菊地流と大友氏被官の中原族竹迫氏もある。北朝のシンボルたる安国寺の創立を南朝側の菊地流の合志氏が推し進める筈はなく、北朝側の大友氏被官の竹迫氏か、同じく大友氏被官の佐々木流合志氏を開基とした方が合理的といえる。なお当寺は東明慧日が開山となり、その後を東明の法嗣の月逢円見、東洲円野、別源と宏智派が占めており、菊地氏と宏智派との関わりが見られない点からみても妥当と考えられる。
- * 50 『一向一揆の研究』井上鋭夫 P150 『鯖江史壇』第一集『中世鯖江真宗教団の動

向」重松明久

P13

正誤表

頁	17	18	18	19	32	36
段	下	上	下	中	上	中
行	15	2	10	5	22	12 ~ 18
誤	新豊	直後	新豊	得えな	伊予	また…
正	洞春	洞春	洞春	得な	伊賀	(削除)